

災害時における応援業務に関する協定書



山 形 県
山形県塗装工業組合

災害時における応援業務に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県塗装工業組合（以下「乙」という。）とは、山形県内において大規模な災害が発生した場合における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内において災害が発生した場合に、甲が必要と認める公共施設等における業務継続や避難所としての運用等に向け、甲が行う応急対策に係る業務等に対する乙の協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、災応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、機資材の供給等を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。
2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、要請のあった物資の供給を行うものとする。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。
（1）水タンク、高圧洗浄機、小型発電機の貸与
（2）前号の提供に必要なとなる人材の派遣
（3）その他、甲が必要と認めたもの

（協力要請の方法）

第4条 甲は、乙に対し協力要請を行うときは、様式第1号応援要請書（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書で通知するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、支援協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による支援協力を実施したときは、様式第2号応急対策業務実施報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙が支援業務に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(体制の確保)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換する。

2 乙は災害時に応急対策業務を速やかに実施できる体制を平常時から確保する。

(補償)

第9条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(情報提供)

第10条 甲及び乙は、覚知した災害等の被害情報を相互に提供するほか、市町村等にも積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

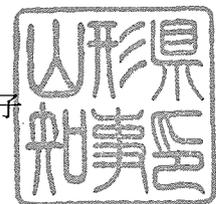
本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年3月27日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市香澄町二丁目9番24号

山形県塗装工業組合

理事長 榎本 吉昭



応援要請書

令和 年 月 日

山形県塗装工業組合 理事長様

山形県知事

災害時における応急対策の協力に関する協定第2条に基づく応援を次のとおり要請します。

(1) 被害の状況

(2) 協力内容

(3) 実施場所

- ・施設名
- ・所在地
- ・施設連絡先及び担当者

(4) その他

担当者	所属		氏名		連絡先	
-----	----	--	----	--	-----	--

応急対策業務実施報告書

令和 年 月 日

(あて先)
山形県知事

山形県塗装工業組合 理事

長

令和 年 月 日付で要請のあった応急対策業務について、次のとおり実施しましたので報告します。

(1) 協力内容及び実施場所

・内容

・場所 (住所)

(氏名)

(2) 実施した組合員

・担当組合員名

・連絡先

(3) 実施期間

(4) その他

担当者	所属		氏名		連絡先	
-----	----	--	----	--	-----	--